

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値

この土木工事品質及び出来形の規格値は、茨城県土木工事共通仕様書（令和5年4月）に規定する土木工事の品質及び出来形の規格値を定めたものである。

1. 目的

この土木工事品質及び出来形の規格値（以下「規格値」という）は、土木工事の施工について、契約書類に定められた工事目的物の品質、出来形の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この規格値は、茨城県土木部・企業局が発注する土木工事に適用する。

ただし、工事の種類、施工条件等により、この規格値によりがたい場合及び定められていない工種のうち特に定める必要のある規格値については、特記仕様書又は、監督員の指示によるもののほか、その他、要綱、示方書、指針等を参考として監督員と施工管理担当者の協議により定めるものとする。

3. 合格判定の方法

合格判定は別表右欄「品質管理基準及び規格値」により行うものとする。

(1) 規格値による方法

- ① 原則として全数検査とする。
- ② 測定値が、すべて規格値を満足するものを合格とする。

(3) 合格判定値による方法

① ロットの大きさ及びサンプリング

工事の品質及び出来形を判定するための1ロットの大きさは原則として2,000m²とする。（ただし、各工種については、表に定めた大きさとする。）

また、測定のためのサンプリングは、原則として無作為とする。

- ② 出来形の合格判定のうち厚さ等は、個々の測定値が合格判定値以内にあるとともに、3個あるいは6個の平均値により合否を判定するものとする。

- ③ 品質の合格判定のうち、締固め度、粒度、アスファルト量等は測定値の平均が合格判定値の範囲内にならなければならない。

*重要構造物とは、1.擁壁（H=5m以上）、2.ボックスカルバート（内空断面積 25m²以上）、3.橋梁（上・下部・床版）、4.トンネル、5.ダム、6.砂防堰堤（H=10m以上）、7.排水機場、8.堰・水門（H=3m以上）、9.樋門・樋管（内空断面積 10m²以上）、10.洞門、11.その他測定が必要と認められる重要構造物。

（プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く）